４世障施第１８９８号

令和５年３月２２日

相談支援事業所

移動支援事業所　各位

世田谷区障害福祉部

障害施策推進課長　宮川　善章

世田谷区移動支援事業における

児童の通学に係る支援の運用変更について

　　日頃より、世田谷区の障害福祉サービスにご理解・ご協力いただきありがとうございます。

さて、世田谷区移動支援事業における児童の通学に係る支援について、下記のとおり運用を変更いたしますので、お知らせいたします。該当する利用者がいらっしゃいましたら、児童の保護者等への情報提供をお願いします。

記

　１　変更内容

児童の支給基準時間数４０時間のうち、通学に係る時間は２３時間としていますが、以下２点を満たす場合、５支所の保健福祉課協議のうえで２３時間を超える時間数を支給決定できることとします。

（１）通学経路や交通機関の状況等により著しく通学に時間を要すること。（区内・区外に関　わらず）

（２）支給基準時間数４０時間の上限を超えない範囲であること。

　２　適用年月日

　　　令和５年４月１日より適用します。

３　「世田谷区移動支援事業の手引き」の更新について

今回の運用変更を反映し、「世田谷区移動支援事業の手引き」を更新いたしました。区のホームページにて掲載しておりますので、ご参照ください。ホームページの検索手順は以下の通りです。

区ホームページ→福祉・健康→障害のある方→障害のある方への暮らしのお手伝い

→移動支援（地域生活支援事業）→事業者用→移動支援（事業者用）

※または区ホームページ内の検索ボックスで、ページ番号9252を検索してください。

【担当】

世田谷区障害福祉部障害施策推進課

事業担当　小西・石原

電　話：（５４３２）２４１４